



新型コロナウイルスワクチン4回目接種について

○60歳以上の方

令和4年3月中に3回目接種を完了した方へ「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を郵送します。8月に実施する町集団接種を希望される場合は、お知らせに同封されている「集団接種申し込みはがき」を7月6日（水）までに投函し、申し込んでください。

○18歳以上60歳未満の基礎疾患のある方、その他重症化リスクが高いと医師が認めた方

18歳以上60歳未満の基礎疾患のある方などが4回目接種を希望する場合は、「接種券発行申請書」により申請が必要です。申請は、「コロナワクチンナビ」からも行えます。申請後は、3回目接種から5か月を経過する頃に順次接種券を発送します。



コロナワクチンナビ
二次元コード

照会先 保険健康課新型コロナウイルスワクチン接種対策室 電話（85）9577

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地)



～裏面もご覧ください～

7月10日(日)は参議院議員通常選挙 の投票日です

投票時間 7時から20時

【投票所】※前回選挙時と変更があります。必ず確認してください。

投票区	投票所名	投票区	投票所名
第1	役場本庁舎1階	第8	老人福祉センターやまなみ荘
第2	湯本小学校	第9	二ノ平自治会館
第3	畑宿寄木会館	第10	仙石原文化センター
第4	温泉公民館	第11	星槎レイクアリーナ箱根
第5	大平台集会所	第12	箱根集会所
第6	社会教育センター	第13	元箱根集会所
第7	宮城野公民館	第14	芦之湯集会所

※ 第3投票区の方は、「畑宿寄木会館」が投票所となります。

※ 投票所入場整理券は、6月22日以降に届きます。入場整理券に投票所の記載がありますので、あわせて確認してください。

【期日前投票】

投票日当日に投票できない方は、期日前投票を利用してください。

- ▶ 日時 6月23日から7月9日(土) 8時30分から20時
- ▶ 場所 役場分庁舎4階会議室
- ▶ 出張期日前投票所開設場所および日時

各施設の建物の中で投票できます！

仙石原文化センター	7月6日(水) 14時30分から17時30分
さくら館	7月7日(木) 9時から12時
温泉公民館	7月7日(木) 14時30分から17時30分
元箱根集会所	7月9日(土) 9時から12時
山崎集会所	7月9日(土) 14時30分から17時30分

《投票時のお願い》



新型コロナウイルス感染症対策として、ご自身で検温したうえでマスクを着用し、投票所へお越しください。体調の優れない場合は、係員に申し出てください。投票所の混雑状況等により、投票に時間がかかる場合があります。

【参議院議員通常選挙 町ホームページ】

<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/11,27781,63,314,htm>

照会先 選挙管理委員会 電話(85)7111(内線337)



月日	
サイン	

★読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和4年6月27日発行】

子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

給付金名：令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)

支給対象を確認して申請してください

- 【支給対象】 『ア または イ』のどちらかに該当する者
- ア) 公的年金を受給していることで、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- イ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方
- ※限度所得額（扶養児童1人の場合）：230万円
（扶養児童2人の場合）：268万円
（扶養児童3人の場合）：306万円
- 【対象児童】 平成16年（2004年）4月2日以降生まれの児童
※障がい児は平成14年（2002年）4月2日生まれ以降の児童
- 【支給額】 児童1人当たり5万円
- 【申請期間】 7月1日（金）から令和5年2月28日（火）
- 【申請方法】 子育て支援課窓口にて必要書類を記入していただきます。
次の必要書類を用意して来てください。
- 【必要書類】 ①申請者・請求者本人確認書類の写し
②受取口座確認書類（通帳などの写し）
③収入（所得）額などを証する資料（家計状況に関する書類、給与明細など）※申請する月に可能な限り近接した月のもの
④戸籍謄本または抄本
- 【支給方法】 申請書審査後、子育て支援課窓口にて指定していただいた口座に振り込まれます。

照会先 子育て支援課 電話（85）9595

箱根探訪会「宮城野湯立獅子舞を訪ねる」 参加者募集

宮城野地域と仙石原地域に伝わる「箱根の湯立獅子舞」は、獅子が湯立をする湯立神楽です。湯立神楽は全国に存在していますが、獅子が神楽を行うのは現在箱根町と御殿場市の一部のみであるため、たいへん希少な民俗芸能です。「箱根の湯立獅子舞」はその価値が評価され、今年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されました。

そこで、宮城野天王祭にて湯立獅子舞が奉納されるこの機会に改めて、皆さんに湯立獅子舞の実際と歴史、特色を紹介したいと思います。

午前は湯立獅子舞の解説、午後は宮城野の湯立獅子舞の奉納の見学です。

この機会に箱根に伝わる民俗芸能への理解を深めてみませんか。



新型コロナウイルス感染症の蔓延状況により、中止する場合があります。

また、開催当日に発熱などの症状のある方や、過去10日間以内に濃厚接触あるいはその疑いがある方などは、参加をお断りする場合があります。

当日は検温や手指の消毒、マスク着用などの感染防止対策に協力をお願いします。

- 【日時】 7月15日（金）11時30分～16時（受付：11時から）
- 【集合・解散】 宮城野公民館講堂・宮城野諏訪神社（現地集合・解散）
※途中から徒歩で移動します。
- 【見学地】 宮城野公民館講堂・宮城野諏訪神社
- 【定員】 15人（定員をこえた場合は抽選）
- 【参加費】 200円（保険代、資料代）
- 【申込期限】 7月8日（金）必着
- 【申込方法】 「往復はがき」もしくは「電子メール」にて受け付けます。
希望者それぞれの①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別 ⑤電話番号
⑥今回の探訪会開催を知った方法を記入して申し込んでください。
1回（はがき1枚・メール1通）につき2人まで、1人につき1回のみ申し込みができます。

【申込先】

往復はがきの場合 〒250-0311 箱根町湯本266 生涯学習課文化財係
電子メールの場合 kyoudo@town.hakone.kanagawa.jp

照会先 教育委員会生涯学習課文化財係 電話（85）7601

「野菜いっぱいレシピ」募集

～地域野菜を食べよう🍅～

野菜をたくさん使ったレシピおよび神奈川県内で生産された野菜を使ったレシピを募集します。(参加賞あり)

日ごろから栄養バランスのよい食事をとってもらうことを目指しています。皆様のご家庭オリジナルレシピを、ぜひ、教えてください。

応募されたレシピは、町の広報やホームページ、健康づくりや食育事業などに使用します。

【応募対象】 町内在住、在勤の方で、参加賞を配付期間内に受け取りに来られる方。

【応募期間】 7月1日(金)～8月31日(水)

- 【応募要件】
- ①野菜を一人分で70g以上使用。 ※複数の野菜を組み合わせても良い
 - ②あまり時間をかけずに作れるもの。
 - ③オリジナルレシピのみ。
 - ④1人2つのレシピまで応募できます。

【参加賞】 野菜セットで、1人1つ(複数応募されても、1つ)です。

原則、役場本庁または、さくら館で、配付期間内に配付します。

<配付期間>9月28日(水)～9月30日(金)の3日間

【レシピ取扱】

- ・レシピ集を作成するため、応募要件を満たしているもの。
- ・レシピ集作成にあたり、字体、書き方などを調整する場合があります。
- ・応募用紙および写真データの返却はしません。
- ・本事業により、応募の著作権など、応募者に生じたいかなる損害について、箱根町の責に帰すべき事由がない限り、一切の責任を負いません。

【応募(提出)方法】

応募用紙に必要事項を記入して、総合保健福祉センター「さくら館」1階事務室、または、役場保険健康課(本庁舎)窓口持参、郵送、または、インターネットメールで提出してください。※FAXは不可

応募用紙は保険健康課、さくら館および各出張所窓口での配布または町ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/9,27285,38,368,html>

申込・照会先

保険健康課健康推進係(さくら館内) 電話(85)0800

〒250-0401 箱根町宮城野881-1

総合保健福祉センター「さくら館」宛

封筒に、「野菜いっぱいレシピ～地域野菜を食べよう～(応募)」と記入してください。

○アドレス：sakura@town.hakone.kanagawa.jp

件名は、「野菜いっぱいレシピ～地域野菜を食べよう～(応募)」

※添付ファイルの上限は、1通につき、約5MBになりますので、注意してください。



出張スマホ教室のご案内

—箱根町地域包括支援センター・箱根町共催—

スマートフォンを通じて皆さんの生活が「便利で楽しく豊かに」なるよう、「シニア向けスマホ教室」を開催します。一人でも多くの方に、スマートフォンの便利さを実感していただきたいと思います。スマートフォンをお持ちでない方でも参加可能（貸出機あり）です。参加費は無料です。奮って参加してください。

人気につき、追加開催決定！

【日時・場所】

7月20日（水） 13時～16時 総合保健福祉センター「さくら館」
7月26日（火） 13時～16時 仙石原文化センター

（上記各時間に休憩・質疑応答を含みます）

【講師】

株式会社 アベストミヤケ

【定員】

各回 10人（先着順） ※完全予約制
※年齢は問いません



【申込方法】

電話で申し込んでください。

- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況により開催が中止になる場合があります。
- ※ スマートフォンをお持ちになる場合は、十分に充電をしてから参加してください。

申込・照会先 箱根町地域包括支援センター 電話（85）3002

工事に伴う交通規制(仙石原地内)

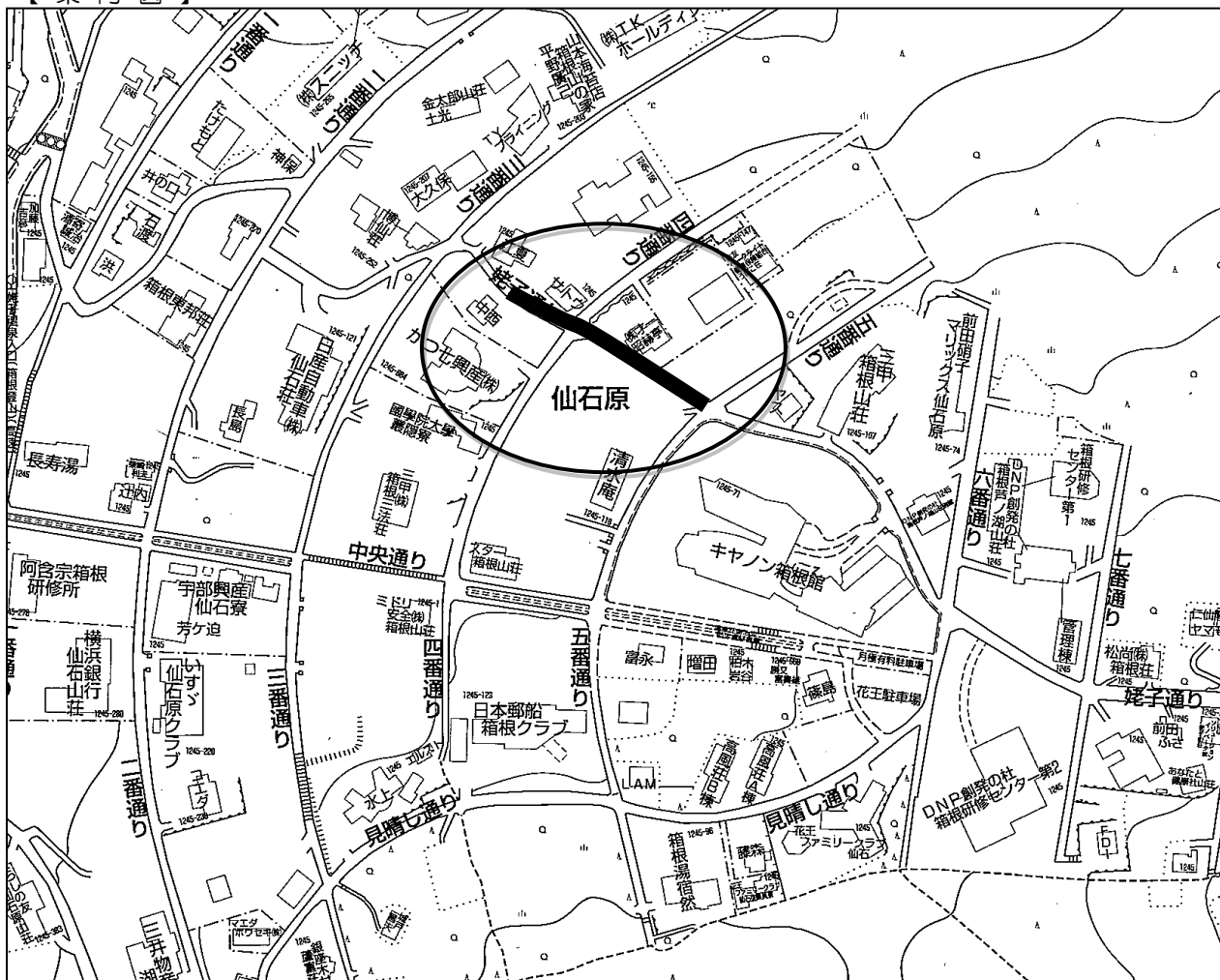
仙石原地内の側溝補修および道路舗装工事を行います。


この工事に伴い、次のとおり交通規制を行います。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

- 【場所】 仙石原地内(町道仙3号線)
- 【期間】 7月上旬～8月中旬(8時～17時)
- 【交通規制】 車両全面通行止め(夜間開放)

※交通誘導員の指示にご協力ください。

【案内図】



凡	例
	交通規制箇所

照会先 都市整備課道路工務係 電話(85)8600

水道管の漏水調査にご協力を

箱根水道パートナーズ（株）では、県営水道の給水地域において水道管の水漏れを発見するため、道路や宅地内(水道メーターなど)で漏水調査を実施します。また、交通量の多い道路では、深夜に調査を行います。

なお、訪問などで不審に思われたときは、「身分証明書」の提示を求めるか、箱根水道センターまで連絡してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【実施地区】 元箱根地区、仙石原地区の一部

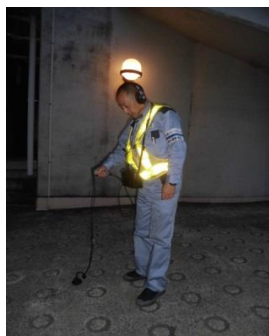
県営水道を使用している地域のみが対象となります。

【実施期間】 7月19日（火）～ 8月10日（水）

【特記】 箱根水道センターでは上記以外の地区でも年間を通して漏水調査（深夜調査を含む）を実施しています。



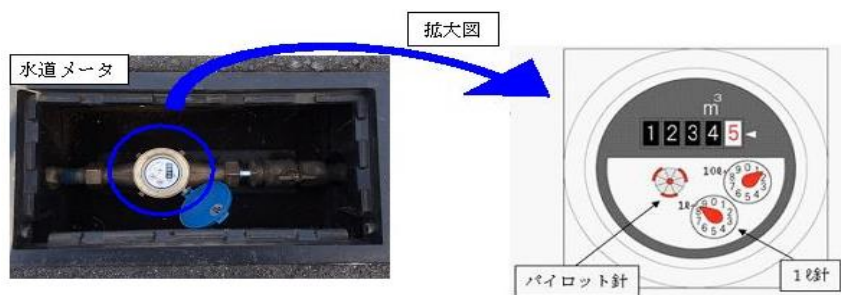
水道メーター付近漏水調査



夜間水道管路調査

自宅内の漏水は水道メーターで確認を！

家庭の蛇口や、水栓タンクのバルブを全部閉めても、水道メーターのパイロット針や1ℓ針が回っているときは、メーターより蛇口側で水漏れの疑いがあります。



漏水しているときは、できるだけ早く指定給水装置工事業者に連絡し、修理を行ってください。（宅地内、または水道メーターより蛇口側の漏水につきましては、お客さまでの修理範囲となります。）

不明な点は、箱根水道センターまで問い合わせてください。

照会先 箱根水道パートナーズ(株)箱根水道センター給水・維持班 電話(82)4307

箱根水道パートナーズ(株)は、神奈川県企業庁(県営水道)が発注する箱根地区水道事業包括委託(第2期)の受託者です。

イノシシなどの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシの出没や掘り起こしなどによる被害が増えています。神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わななどによる捕獲を実施しています。4年度は合計4頭（わな3頭、銃器1頭）です。

なお、捕獲地域は次のとおりです。

※4年度5月末現在地域別捕獲頭数

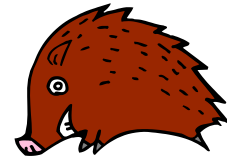
湯本地域1頭、温泉地域1頭、宮城野地域0頭、仙石原地域1頭、箱根地域1頭

また、ニホンジカの4年度5月末現在の捕獲頭数は16頭（わな16頭、銃器0頭）です。

なお、現在銃器による捕獲も実施しています。

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページなどによりお知らせしますので、協力をお願いします。

照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565



イノシシの出没を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシは家庭などから出る生ごみや、庭等に生えているユリやタケノコ等のおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることや、庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵等で囲うといった対策をとる必要があります。

イノシシなど有害鳥獣の被害防止対策について、マニュアルを作成しました。役場、出張所のほか、町ホームページにも掲載していますので、利用してください。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵等を設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシへの餌やりはやめましょう！

もし子どものイノシシを見かけても、絶対に餌などを与えないでください。子どものイノシシに餌を与えることで人を恐れなくなり、人に近づいてきたり人里近くに住みつくようになってしまうことがあり、近くに親のイノシシがいて人を襲ってくる危険性があります。また、野良猫への餌やりはイノシシなどの野生動物をおびきよせる原因になりますので、無責任な餌やりは絶対にしないでください。

みんなで互いに注意し合って、イノシシの出没を減らしましょう。

照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

譲ります

(6月14日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1376	マッサージチェア		普通	無料
1377	ベビーカー	1人用	普通	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2139	打楽器	タンバリン、マラカス、 カスタネット	普通	無料
2140	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。
また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。
掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

